

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書
～令和4年における状況について～
（概況報告と総括）

令和5年3月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第 1 センターの組織	1
1 総括委員会	1
2 事務所体制	1
3 人員体制	3
第 2 申立ての動向	5
1 申立件数等	5
2 住所地別の申立件数等	9
3 損害項目別の申立件数等	12
4 業種別の申立件数等	13
第 3 取扱いの状況	14
1 既済件数及び未済件数の動向	14
2 和解成立の損害項目別動向	21
第 4 広報等	22
1 説明会の開催等	22
2 電話による問合せの状況	25
第 5 当面の課題と解決に向けた取組	26
1 本件事故発生から 11 年が経過して	26
2 中間指針の見直し	27
3 ALPS 処理水の処分による風評被害への対応	29
4 審理の現状と課題	30
5 広報・周知活動	32

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の令和4年1月から12月までの1年間における活動状況について報告する。なお、第5において、中間指針第五次追補に関連する記述等、一部の内容について、令和5年2月末時点の状況を基に記述している。

第1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が行う東京電力株式会社¹福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介手続（以下「和解仲介手続」という。）を実施する組織であり²、総括委員会³、パネル（仲介委員⁴による単独又は合議体の和解仲介手続の実施主体をいう。以下同じ。）及び和解仲介手続の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室⁵（以下「和解仲介室」という。）から構成されている⁶。

1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手続を円滑かつ効率的に遂行するために和解仲介手続を総括する委員会として、審査会の下に設置され、令和4年12月末現在、審査会会長が指名した委員長1名及び委員2名の計3名で構成されている⁷。

総括委員会が令和4年に行った主な活動は次のとおりである。

(1) 会議の開催

総括委員会の会議は、委員長が招集することとされており⁸、令和4年に計11回（第161回会議から第171回会議まで）開催した。

(2) 主な議決事項

令和4年は、「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和3年における状況について～（概況報告と総括）」（以下「令和3年活動状況報告書」という。）等について、会議において、又は、持ち回りにより、議決を行った。

2 事務所体制

センターは、東京都内に東京事務所（港区西新橋一丁目）、福島県内に5か所の計6事

¹ 東京電力株式会社は、平成28年4月1日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

² 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成23年8月5日審査会決定。以下「要領」という。）第6条

³ 要領第1条

⁴ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第7条の2第1項

⁵ 要領第7条

⁶ 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成23年8月26日総括委員会決定）第1条

⁷ 要領第1条

⁸ 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成27年8月23日総括委員会決定）第3条第1項

務所において業務を行っている。

東京事務所では、申立書の受付と各事務所で受け付けた申立書の受理を行うとともに、口頭審理等の和解仲介手続とそれに必要な連絡調整等の事務を行っている。また、文部科学省ホームページにおいて和解仲介の結果や事例集等を公表するなどセンターに関する情報提供を行うなどセンターの運営に関する各種事務を執り行っている。

福島事務所（郡山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の5つの事務所では、本件事故の被災地に近いという特性を生かして、申立書の受付を行うとともに、申立ての方法などに関する各種問い合わせに、直接窓口で、あるいはフリーダイヤルによる電話で応じている（後記「第4 2 電話による問合せの状況」参照）。また、福島事務所にテレビ会議システムを設置し、福島事務所と東京事務所をつないで口頭審理等の手続を行うことができるようにしている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会の実施等や和解事例集（簡易版）等の配布などといったセンターやその活動に関する広報・周知活動に取り組んでいる（後記「第4 1 説明会の開催等」参照）。

引き続き、関係地方公共団体や関係団体との緊密な連携を図りながら、説明会の実施等への協力など、福島県内の各地域の実情に即したきめ細かな広報・周知活動に一層注力し、適切な賠償が実現されるよう努めていきたいと考えている。

3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から令和4年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月	平成 28年 12月	平成 29年 12月	平成 30年 12月	令和 元年 12月	令和 2年 12月	令和 3年 12月	令和 4年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	-	-	-	-	-	3	4	4	5	5	5	6
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277	278	270	227	207
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161	132	105	84	77
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)	123 (26)	111 (23)	108 (22)	105 (23)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582	541	494	427	398

○令和4年、月別推移

	令和4年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
仲介委員	225	225	225	217	217	212	211	210	208	208	207	207
調査官	84	84	84	78	78	78	78	78	77	77	77	77
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	108 (22)	107 (22)	107 (22)	108 (23)	108 (23)	107 (23)	107 (23)	106 (23)	108 (23)	106 (23)	106 (23)	105 (23)
合計	426	425	425	412	412	406	405	403	402	400	399	398

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う審査会の委員又は特別委員

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

※令和3年の活動報告書の和解仲介室職員数に誤りがあり（8月以降1名多く計上）、それに伴い合計人数に誤りがあったので訂正する。

【概要】

令和4年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問6名、仲介委員207名（令和3年12月末比20名減）、調査官77名（同7名減）、和解仲介室職員105名（同3名減）である。調査官は、任期1年の任期付非常勤職員であり再任を希望せず退職した者や自己都合により年度途中で退職をした者が一定数いる一方で、案件動向等を踏まえ新規採用を控えており、人数は減少傾向にある。仲介委員も、自己都合による退職もあり、人数が減少している。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専門委員4名（建築の専門家2名、不動産鑑定士2名）が発令されている。

第2 申立ての動向

1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から令和4年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	1,206 -	11,971 (13,177)	25,738 (38,915)	29,534 (68,449)	23,984 (92,433)	9,508 (101,941)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)	29,534 (68,709)	23,984 (92,693)	9,508 (102,201)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.6	6.3	5.7	5.7	3.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
期間別申立件数 (累計)	1,811 (23,215)	1,121 (24,336)	1,209 (25,545)	862 (26,407)	1,144 (27,551)	1,162 (28,713)
申立種別内訳						
法人申立て	472 (26.1%)	240 (21.4%)	175 (14.5%)	101 (11.7%)	98 (8.6%)	42 (3.6%)
個人申立て	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)	1,034 (85.5%)	761 (88.3%)	1,046 (91.4%)	1,120 (96.4%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	3,648 (105,589)	2,158 (107,747)	3,668 (111,415)	2,096 (113,511)	3,906 (117,417)	2,465 (119,882)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	3,648 (105,849)	5,477 (111,326)	3,668 (114,994)	2,096 (117,090)	3,906 (120,996)	2,465 (123,461)
申立ての 弁護士代理件数	735 (40.6%)	385 (34.3%)	248 (20.5%)	159 (18.4%)	237 (20.7%)	38 (3.3%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.0	1.9	3.0	2.4	3.4	2.1
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.0	4.9	3.0	2.4	3.4	2.1

	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	28,713
申立種別内訳	
法人申立て	5,864 (20.4%)
個人申立て	22,849 (79.6%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	119,882
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	123,461
申立ての 弁護士代理件数	9,800 (34.1%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	4.2
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	4.3

○令和4年、月別内訳

	令和4年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	56 (27,607)	123 (27,730)	226 (27,956)	44 (28,000)	29 (28,029)	129 (28,158)
申立種別内訳						
法人申立て	2 (3.6%)	5 (4.1%)	3 (1.3%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	4 (3.1%)
個人申立て	54 (96.4%)	118 (95.9%)	223 (98.7%)	44 (100.0%)	28 (96.6%)	125 (96.9%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	124 (117,541)	273 (117,814)	564 (118,378)	117 (118,495)	74 (118,569)	295 (118,864)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	124 (121,120)	273 (121,393)	564 (121,957)	117 (122,074)	74 (122,148)	295 (122,443)
申立ての 弁護士代理件数	1 (1.8%)	6 (4.9%)	2 (0.9%)	4 (9.1%)	3 (10.3%)	3 (2.3%)

	令和4年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	124 (28,282)	146 (28,428)	66 (28,494)	145 (28,639)	36 (28,675)	38 (28,713)
申立種別内訳						
法人申立て	6 (4.8%)	5 (3.4%)	2 (3.0%)	6 (4.1%)	4 (11.1%)	4 (10.5%)
個人申立て	118 (95.2%)	141 (96.6%)	64 (97.0%)	139 (95.9%)	32 (88.9%)	34 (89.5%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	240 (119,104)	262 (119,366)	115 (119,481)	257 (119,738)	71 (119,809)	73 (119,882)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	240 (122,683)	262 (122,945)	115 (123,060)	257 (123,317)	71 (123,388)	73 (123,461)
申立ての 弁護士代理件数	3 (2.4%)	0 (0.0%)	1 (1.5%)	6 (4.1%)	5 (13.9%)	4 (10.5%)

※平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

※平成 26 年 5 月以降は、一部の申立ては「集合立件」(代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて 1 件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式)により計上している。

※括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て 1 件として計上している。

※(累計)は、平成 23 年 9 月以降の累計である。

※申立件数のうち、平成 24 年：1 件、平成 25 年：2 件、平成 30 年：5 件は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※申立人数のうち、平成 24 年：84 人、平成 25 年：176 人、平成 30 年：3,319 人は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立人数。(申立人数は各案件が分離された年の年末時点集計)この分離された事案の申立人数を除いたものが申立人数の上段、含んだものが下段となる。

○平成 26 年から令和 4 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)

		令和2年	令和3年	令和4年
期間別申立件数		862	1,144	1,162
内訳	初回申立て	336 (39.0%)	524 (45.8%)	598 (51.5%)
	複数回申立て	526 (61.0%)	620 (54.2%)	564 (48.5%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※初回申立て：申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう

複数回申立て：申立人が当該申立て以前に別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

分離に係る申立て：当該申立てが手続上分離されたものである場合をいう。

※申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

※平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から令和 4 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	累計
申立人数100以上/件の 期間別申立件数	1	10	11	36	16	14	0	0	1	1	3	0	93

※1件（1事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立書ごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

※平成 30 年は、同年に分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 3 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	4	40
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	3	88
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	2	50
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	9	182

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和4年の申立件数は1,162件⁹となり、令和3年（令和3年1月から12月までの1年間のことをいう。以下同じ。）の件数と比較すると1.6%増であった。また、個人による申立件数と法人による申立件数の割合は、令和3年と比較すると個人による申立件数の割合が5.0%増加して96.4%となった。月ごとの申立件数を見ると、2月、3月、6月、7月、8月、10月は100件を超えた一方で、5月は30件を下回った。申立件数の増加要因としては、「第4-1 説明会の開催等」で後述するように、地方公共団体や被災者支援団体（NPO）等と連携し、センターの概要や申立方法を説明する説明会を現地で開催するといった広報活動を強化したことによる影響が大きいと考えられる。また、説明会における申立てが増えたことにより、結果的に、個人による申立てが増えている。なお、令和4年は申立て人数が100人以上の申立てはなかった（令和3年は3件）。

初回申立て（申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合）と複数回申立ての推移（概数）を見ると、令和3年と比べて、初回申立てが増加し、複数回申立ての件数は減少している。全体に占める割合は、初回申立てが全体の51.5%（件数自体は前年比14%増）、複数回申立てが48.5%（件数自体は前年比9%減）である。平成26年から令和元年にかけては、初回申立ての件数、割合ともに段階的に減少していたが、令和2年以降は初回申立ての割合が増加しており、令和3年以降はその件数も増加しており、本件事故から時が経過する一方で、なお約半数が初回申立てとなっている。この増加傾向は、現地での広報活動が増えたことと関連している可能性が高い。

申立人数は2,451人であり、令和3年と比較すると37.3%減である。なお、令和4年における1件当たりの申立人数は2.1人であった。

弁護士の代理が付された申立てについては、令和3年と比較して199件減少し、38件（割合では前年比17.4%減の3.3%）である。この要因については必ずしも定かではないが、これも、説明会における申立てが増えていることなどが影響しているのではないかと推察される。

地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては9件であり、令和3年より1件減っている。このうち、都道府県からの申立ては4件である。

⁹ なお、平成26年5月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成26年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを1件にまとめた申立てが含まれている。平成29年から令和4年までに集合立件の方式を採用した申立てはなかった。

2 住所地別の申立件数等

令和4年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表3に示すとおりである。

【表3 住所地別の申立件数等】

	地方公共 団体名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町 を除く)	南相馬市	495	303 (61.2%)	192 (38.8%)	42.6%	500	43.0%
	双葉郡浪江町	256	34 (13.3%)	222 (86.7%)	22.0%	35	3.0%
	双葉郡大熊町	136	101 (74.3%)	35 (25.7%)	11.7%	7	0.6%
	双葉郡富岡町	54	32 (59.3%)	22 (40.7%)	4.6%	16	1.4%
	双葉郡双葉町	23	12 (52.2%)	11 (47.8%)	2.0%	1	0.1%
	双葉郡楢葉町	15	7 (46.7%)	8 (53.3%)	1.3%	8	0.7%
	双葉郡川内村	5	1 (20.0%)	4 (80.0%)	0.4%	3	0.3%
	双葉郡葛尾村	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0.3%		0.0%
	相馬郡飯舘村	4	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0.3%	2	0.2%
	双葉郡広野町	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.3%	6	0.5%
小計	995	495	500	85.6%	578	49.7%	
浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町に限る)	いわき市	24	20 (83.3%)	4 (16.7%)	2.1%	162	13.9%
	相馬市	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	10	0.9%
	相馬郡新地町				0.0%	2	0.2%
	小計	26	21	5	2.2%	174	15.0%
福 島 県 県北	福島市	32	23 (71.9%)	9 (28.1%)	2.8%	59	5.1%
	伊達市	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0.4%	5	0.4%
	二本松市	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.3%	10	0.9%
	伊達郡川俣町	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.3%	3	0.3%
	本宮市	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	6	0.5%
	伊達郡桑折町				0.0%	2	0.2%
	安達郡大玉村				0.0%	2	0.2%
小計	44	28	16	3.8%	87	7.5%	
県中	郡山市	26	18 (69.2%)	8 (30.8%)	2.2%	76	6.5%
	須賀川市	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.3%	6	0.5%
	田村市	3	(0.0%)	3 (100.0%)	0.3%	1	0.1%
	石川郡浅川町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	1	0.1%
	田村郡三春町				0.0%	10	0.9%
	小計	33	19	14	2.8%	94	8.1%
県南	白河市	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0.4%	19	1.6%
	西白河郡矢吹町	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0.3%	7	0.6%
	西白河郡泉崎村	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	西白河郡西郷村				0.0%	3	0.3%
	東白川郡棚倉町				0.0%	1	0.1%
	東白川郡鮫川村				0.0%	1	0.1%
	小計	10	6	4	0.9%	32	2.8%

	地方公共 団体名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数	比率		件数	比率 (※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
福 島 県	会津若松市	3	3 (100.0%)	(0.0%)	0.3%	19	1.6%
	南会津郡南会津町	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	2	0.2%
	耶麻郡北塩原村	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	耶麻郡西会津町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	1	0.1%
	耶麻郡猪苗代町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	3	0.3%
	喜多方市				0.0%	1	0.1%
	南会津郡下郷町				0.0%	1	0.1%
	河沼郡会津坂下町				0.0%	2	0.2%
	小計	8	5	3	0.7%	30	2.6%
福島県内計		1,116	574	542	96.0%	995	85.6%

	都道府県名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数	比率		件数	比率 (※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
北 海 道・東 北	宮城県	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0.4%	22	1.9%
	秋田県	2	(0.0%)	2 (100.0%)	0.2%	2	0.2%
	岩手県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	2	0.2%
	北海道				0.0%	2	0.2%
	青森県				0.0%	1	0.1%
	山形県				0.0%	2	0.2%
		小計	8	2	6	0.7%	31
関 東・甲 信越	埼玉県	5	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0.4%	21	1.8%
	千葉県	4	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0.3%	13	1.1%
	栃木県	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.3%	10	0.9%
	東京都	3	(0.0%)	3 (100.0%)	0.3%	11	0.9%
	神奈川県	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.3%	11	0.9%
	群馬県	2	(0.0%)	2 (100.0%)	0.2%	3	0.3%
	茨城県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	22	1.9%
	長野県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	3	0.3%
		新潟県				0.0%	5
	小計	22	9	13	1.9%	99	8.5%
北 陸・東 海	静岡県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	3	0.3%
	福井県				0.0%	2	0.2%
	愛知県				0.0%	7	0.6%
		小計	1	1		0.1%	12
近 畿	奈良県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	4	0.3%
	和歌山県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	1	0.1%
	三重県				0.0%	1	0.1%
	滋賀県				0.0%	1	0.1%
	京都府				0.0%	1	0.1%
	大阪府				0.0%	5	0.4%
	兵庫県				0.0%	5	0.4%
	小計	2		2	0.2%	18	1.5%

	都道府県名	事故時(※1)			申立時(※1)		
		件数	比率(※2)		件数	比率(※2)	
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
中国・四国	広島県				0.0%	1	0.1%
	小計				0.0%	1	0.1%
九州・沖縄	福岡県				0.0%	1	0.1%
	佐賀県				0.0%	1	0.1%
	沖縄県				0.0%	3	0.3%
	小計				0.0%	5	0.4%
事故時住所なし(事故後に申立会社設立)		1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%		0.0%
不明		11	11 (100.0%)	(0.0%)	0.9%	1	0.1%
福島県以外の国内計		45	23	22	3.9%	167	14.4%
海外	中国	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%		0.0%
	小計	1	1		0.1%		0.0%
福島県以外計		46	24	22	4.0%	167	14.4%
合計		1,162	598	564	100.0%	1,162	100.0%

※ 1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所を記載した。また、申立時住所地は申立書の記載に従っており、センターが申立時における実際の住所を確認したものではない。

※ 2 令和4年の全申立件数 1,162 件に対する比率。

【概要】

令和4年の申立てを住所地別に見ると、事故時の住所地が福島県内である被害者からの申立てが全体の96.0%を占めている。また、申立時の住所地が福島県内である被害者からの申立てが85.6%となっているなど、令和3年と比べて、申立時の住所が福島県内である被害者からの申立ての割合が増加した（令和3年は68.7%）。この増加は、福島県内での広報活動が増えたことと関連している可能性が高い。

事故時の住所が双葉郡浪江町である被害者からの複数回申立ての件数が222件と顕著である。これは、平成30年4月に浪江町住民の集団申立てが打切りとなったが、同集団申立ての打切り後、集団申立てに参加した浪江町住民による個別申立てが行われるなど、集団申立てに参加した被害者による再度の申立てが多くあったことが一つの要因としてあげられる。また、事故時の住所地が南相馬市である被害者からの申立件数が495件と全体の42.6%を占めている。これらの申立てに当たっては、「第4 1 説明会の開催等」で後述するように、地方公共団体等と連携して説明会等を現地で開催する広報活動を積極的に行ったことによる影響があると考えられる。

3 損害項目別の申立件数等

令和4年の損害項目別の申立件数等は、表4に示すとおりである。

【表4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								
		避難費用	生命・身体的 損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	除染 費用
件数 (割合)	1,162	418 (36.0%)	209 (18.0%)	861 (74.1%)	171 (14.7%)	192 (16.5%)	37 (3.2%)	102 (8.8%)	61 (5.2%)	40 (3.4%)
前年比	101.6%	96.5%	83.9%	111.8%	93.4%	90.6%	33.3%	62.6%	55.5%	58.8%

参考) 令和3年

件数 (割合)	1,144	433 (37.8%)	249 (21.8%)	770 (67.3%)	183 (16.0%)	212 (18.5%)	111 (9.7%)	163 (14.2%)	110 (9.6%)	68 (5.9%)
------------	-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	----------------	---------------	--------------

※複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

【概要】

令和4年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、令和3年とおおむね同様の傾向を示しており、精神的損害の申立てが引き続き高い割合を占めている。

4 業種別の申立件数等

令和4年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種の内訳は、表5に示すとおりである。

【表5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業種内訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	171	42 (24.6%)	26 (15.2%)	41 (24.0%)	16 (9.4%)	15 (8.8%)	1 (0.6%)	64 (37.4%)
前年比	93.4%	107.7%	96.3%	80.4%	177.8%	150.0%	33.3%	77.1%

参考) 令和3年

件数 (割合)	183	39 (21.3%)	27 (14.8%)	51 (27.9%)	9 (4.9%)	10 (5.5%)	3 (1.6%)	83 (45.4%)
------------	-----	---------------	---------------	---------------	-------------	--------------	-------------	---------------

※「サービス業等」には、サービス業のほか、表に記載された農林水産業等に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

【概要】

令和4年の営業損害の賠償の申立件数は171件である。令和3年と比較すると、12件減っており、全体としてはやや減少した。

業種別の割合を見ると、令和3年までと同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業等の割合が多く、建設業、不動産業及び医療業の割合が比較的少なかった。若干の増減はあるものの、令和3年と比較して顕著な変化は認められない。

第3 取扱いの状況

1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6に示すとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から令和4年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(内訳)									
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	107	92
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	0	0

	令和2年	令和3年	令和4年	全期間合計
期間別申立件数	862	1,144	1,162	28,713
期間別既済件数	1,087	942	1,180	27,814
(内訳)				
和解成立	814	705	866	22,133
和解打ち切り	106	126	123	2,477
取下げ	167	111	191	3,202
却下	0	0	0	1
和解の仲介をしない	0	0	0	1
未済件数	715	917	899	899

【参考】

一部和解成立	27	31	17	2,386
仮払和解成立	0	0	0	108

○令和4年、月別内訳

	令和4年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	56	123	226	44	29	129	124	146	66	145	36	38
期間別既済件数	103	86	93	91	99	87	100	97	113	109	93	109
(内訳)												
和解成立	87	66	67	62	72	66	78	64	81	70	68	85
和解打切り	7	8	10	14	9	9	9	15	13	16	6	7
取下げ	9	12	16	15	18	12	13	18	19	23	19	17
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	870	907	1,040	993	923	965	989	1,038	991	1,027	970	899

【参考】

一部和解成立	2	0	0	1	1	0	2	2	3	0	4	2
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

※「未済件数」は各期間末における未済件数を示したものである。

※平成 27 年 1 月以降、既済案件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成 27 年に計上すべきもののうち、平成 26 年に既に計上したものがあため、平成 27 年の既済件数がその分少なくなっている。

※「一部和解成立」「仮払和解成立」は、申立件数 1 件に対して同日に成立した案件がそれぞれ 2 件以上あった場合においても、1 件として計上している。

※平成 27 年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数が、平成 29 年までの活動状況報告書と異なっている。

※「和解の仲介をしない」とは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 10 条第 1 項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第 33 条に基づき「和解の仲介をしない」場合である。上記政令第 10 条第 1 項では、「申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でない」と認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、和解の仲介をしないことができる。」と規定されている。平成 30 年の 1 件は、東京電力に対して返還すべき過払金の確定を求めるものであったが、迅速な被害者救済に資するものではないことなどから和解の仲介をしないこととなったものである。

※「和解打切り」には、事案のうちの一部事項については和解成立したが、最終的に打切りに至ったものを含む。
(令和 4 年においては 1 件)

○平成 26 年から令和 4 年までの主な和解打ち切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(既済件数の内訳)						
和解成立	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)	1,232 (67.8%)	969 (69.8%)
取下げ	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)	333 (18.3%)	220 (15.9%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
和解打ち切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)	252 (13.9%)	199 (14.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)						
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)	148 (8.1%)	128 (9.2%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)	5 (0.3%)	6 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)	49 (2.7%)	17 (1.2%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	17 (0.9%)	14 (1.0%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)	16 (0.9%)	17 (1.2%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)	17 (0.9%)	17 (1.2%)

	令和2年	令和3年	令和4年	合計
期間別既済件数	1,087	942	1,180	21,285
(既済件数の内訳)				
和解成立	814 (74.9%)	705 (74.8%)	866 (73.4%)	17,003 (79.9%)
取下げ	167 (15.4%)	111 (11.8%)	191 (16.2%)	2,505 (11.8%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
和解打ち切り	106 (9.8%)	126 (13.4%)	123 (10.4%)	1,776 (8.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)				
申立人の請求権を認定できない	55 (5.1%)	86 (9.1%)	55 (4.7%)	1,168 (5.5%)
申立人が和解案を拒否した	7 (0.6%)	3 (0.3%)	7 (0.6%)	89 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	129 (0.6%)
申立人が資料提出に応じない	26 (2.4%)	10 (1.1%)	17 (1.4%)	119 (0.6%)
申立人と連絡がとれない	11 (1.0%)	22 (2.3%)	24 (2.0%)	174 (0.8%)
その他	5 (0.5%)	5 (0.5%)	20 (1.7%)	97 (0.5%)

※平成 26 年より、和解打ち切り理由について上記の分類で整理をしている。

※被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案のうち、東京電力社員又はその家族からの申立ての件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4 件、平成 30 年 9 件、令和元年 4 件、令和 2 年 0 件、令和 3 年 0 件、令和 4 年 0 件であった（平成 28 年においては、同内容での再申立てであったため、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した案件 1 件（和解打ち切りの理由「その他」として計上）を含んでいる。）。なお、平成 29 年まで、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案は、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てであった。

※被申立人が和解案を拒否した事案として、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※「その他」には、申立人の意思能力がないことが判明した場合などが含まれている。また、申立人及び被申立人の双方が和解案の受諾を拒否したために打ち切りとなった事案が令和 2 年に 1 件あった。

○平成 26 年から令和 4 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
うち既済件数(令和4年12月末時点)		5,217	4,239	2,794	1,810	1,116	1,205
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.9%)	449 (40.2%)	437 (36.3%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	980 (54.1%)	662 (59.3%)	768 (63.7%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
うち未済件数(令和4年12月末時点)		0	0	0	1	5	4
内訳	初回申立て	0	0	0	0 (0.0%)	2 (40.0%)	1 (25.0%)
	複数回申立て	0	0	0	1 (100.0%)	3 (60.0%)	3 (75.0%)
	分離に係る申立て	0	0	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

		令和2年	令和3年	令和4年	合計
期間別申立件数		862	1,144	1,162	19,559
内訳	初回申立て	336 (39.0%)	524 (45.8%)	598 (51.5%)	10,867 (55.6%)
	複数回申立て	526 (61.0%)	620 (54.2%)	564 (48.5%)	8,687 (44.4%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち既済件数(令和4年12月末時点)		845	1,017	417	18,660
内訳	初回申立て	328 (38.8%)	466 (45.8%)	232 (55.6%)	10,432 (55.9%)
	複数回申立て	517 (61.2%)	551 (54.2%)	185 (44.4%)	8,223 (44.1%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち未済件数(令和4年12月末時点)		17	127	745	899
内訳	初回申立て	8 (47.1%)	58 (45.7%)	366 (49.1%)	435 (48.4%)
	複数回申立て	9 (52.9%)	69 (54.3%)	379 (50.9%)	464 (51.6%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

※本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 4 年 12 月末までに既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 4 年 12 月末時点において未済である案件の件数を示す。

○平成 23 年から令和 4 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	累計
申立人数100以上／件の 期間別申立件数（分離を除く）	1	10	11	36	16	14	0	0	1	1	3	0	93
申立人数100以上／件の 期間別申立件数（分離を含む）	1	10	11	36	16	14	0	3	1	1	3	0	96
申立人数100以上／件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	23	26	2	0	0	91
(内訳)													
和解成立	0	0	2	12	9	7	3	5	15	2	0	0	55
和解打ち切り	0	0	0	3	1	0	2	18	11	0	0	0	35
一部和解成立あり	0	0	0	0	1	0	1	9	6	0	0	0	17
取下げ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1	11	20	41	47	54	48	28	3	2	5	5	5

※申立て1件（1事件番号）当たりの申立人数が100人以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、複数の申立てに分けられ、分けられた後の申立て1件当たりの申立人数が100人以上であった場合には、その件数分が集計される、複数の申立てに分けられた後の申立て1件当たりの申立人数が100人未満であった場合には、その件数は集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

※「和解成立」となっている平成23年から令和2年までの累計55件の中には、和解仲介手続の過程において一部の申立人に対して打ち切りを行ったものを含んでおり、その中に、被申立人が和解案を拒否したことによって一部打ち切りを行ったものが令和2年に1件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	累計
普通地方公共団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	4	40
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	3	88
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	2	50
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	9	182
普通地方公共団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	1	0	1	3	4	2	3	3	3	6	26
	市	0	0	1	2	13	5	8	10	10	10	10	7	76
	町	0	0	0	4	9	3	1	11	4	1	13	2	48
	村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	4
	合計	0	0	2	6	24	11	13	25	17	14	27	15	154
	(合計内訳)													
	和解成立	0	0	2	6	23	11	13	24	15	13	16	15	138
	和解打ち切り 一部和解成立あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	12
	取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	4
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
未済件数	0	2	2	26	24	46	47	41	50	51	34	28	28	

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※平成24年～28年の申立件数及び既済件数については、平成29年までの活動状況報告書と一部異なっている。また、平成24年～27年の未済件数については、平成30年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和4年の一年間における既済件数は1,180件であり、同年末における累計既済件数は27,814件となった。

取扱状況全体では、年間で1,162件の申立てを受け、1,180件が既済となり、既済件数が申立件数を上回った。令和3年と比較すると、令和4年は、申立件数は1.6%増

加し、既済件数は25.3%増加している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、令和3年末は917件であったものが、令和4年末は899件に減少した。

令和4年の既済件数1,180件のうち、和解成立件数は866件であり、既済件数の73.4%が和解成立により終了している。既済件数のうちの和解成立件数の割合である和解成立率は、平成25年から平成28年は8割を超え、平成29年以降は8割を下回り、おおむね7割で推移している。なお、和解成立率を累計でみた場合、令和4年末までの累計和解成立件数は22,133件であり、累計既済件数27,814件のうち79.6%が和解成立により終了している。

一方、令和4年の既済件数のうち和解打ち切りにより終了した事案は123件あり、既済件数のうちの割合は、令和3年と比較すると、13.4%から10.4%に減少している。また、令和4年に和解打ち切りにより終了した事案を和解打ち切り理由別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由としたものが55件(和解打ち切りにより終了した件数のうちの割合は44.7%)と4割以上を占めている。

令和4年に被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案の件数は、0件であった(令和4年末までの累計で140件)。

なお、令和4年は、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属している案件で、申立事項と訴訟物が重複しているかどうかの判断及び関連訴訟の一審判決と和解案の整合性の評価について、当事者間で認識等を共有することが困難であったことから、和解による成立の見込みがないとして打ち切りになった事案が1件あった。

令和4年に和解成立により終了した事案における、各手続段階の平均的な審理の進行及びそれに要する期間は次のとおりである。申立書の受付から約1~1.5か月で担当仲介委員及び担当調査官が指名される。次いで、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。その後、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均8.8か月で和解案提示が行われ、双方が受諾する場合には和解契約が交わされる。なお、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間の各年における平均は、平成26年は4.6か月、平成27年は4.6か月、平成28年は6.1か月、平成29年は7.9か月、平成30年は10.9か月、令和元年は11.0か月、令和2年は10.0か月、令和3年は7.9か月であった。

このように、平均的な審理期間は当初に比べると長期化する傾向にあったが、令和2年以降は10.0か月以下となっている。平成28年以降長期化してきた要因としては、本件事故からの時の経過に伴い、各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境の変化等によって、事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが、和解案を提示するために必要となってきたという点や、本件事故発生前後の状況についての的確な資料(関係者の記憶等の主観的なものを含む。)の散逸が進行してきているという点、また、すでに複数回申立てをして和解が成立している事案では、賠償されていない損害項目を検討するに当たり、より慎重な聴き取りが必要となる点などが挙げられる。

他方で、申立人の数や請求項目が多かったり、判断すべき事項が複雑困難であった

りすることが通常であるなど、類型的に審理に一定の時間及び労力を要する集団申立案件、地方公共団体による申立案件、営業損害の賠償を求める案件などは、いずれも申立件数が減少傾向にある（集団申立案件は平成28年は14件であったのに対し、その後0件から3件程度で推移。地方公共団体による申立案件は令和元年は26件であったのに対し、徐々に減少して令和4年は9件。営業損害の賠償を求める案件は令和元年は302件であったのに対し、令和2年以降はいずれも200件を下回り、減少を続けている。）。こうした類型的に一定の時間及び労力を要する案件の申立件数が減少していることは、令和2年以降審理期間が短縮に転じた一つの要因とも考えられる。

とはいえ、前記のとおり平成26年頃と比較すると平均的な審理期間は長くなっており、センターとしては、令和3年の活動状況報告書にも記載したとおり、引き続き一つの案件について複数の担当調査官が協働して充実した調査等を行うほか、内部における相談体制や、事例検討会の実施などの取組みなどを通じ、今後も適正かつ迅速な処理に努めていきたい。

2 和解成立の損害項目別動向

令和4年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表7に示すとおりである。

【表7 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数 (割合)	866	307 (35.5%)	73 (8.4%)	537 (62.0%)	441 (50.9%)	105 (12.1%)	102 (11.8%)	59 (6.8%)	99 (11.4%)	40 (4.6%)	41 (4.7%)	131 (15.1%)
前年比	122.8%	119.9%	123.7%	144.4%	157.5%	100.0%	132.5%	115.7%	85.3%	75.5%	120.6%	80.9%

参考) 令和3年

件数 (割合)	705	256 (36.3%)	59 (8.4%)	372 (52.8%)	280 (39.7%)	105 (14.9%)	77 (10.9%)	51 (7.2%)	116 (16.5%)	53 (7.5%)	34 (4.8%)	162 (23.0%)
------------	-----	----------------	--------------	----------------	----------------	----------------	---------------	--------------	----------------	--------------	--------------	----------------

【概要】

令和3年と比較すると、精神的損害の割合が高くなったほか、各損害項目の和解成立件数及び割合に若干の増減はあるものの、全体的には、おおむね令和3年と同様であった。

第4 広報等

1 説明会の開催等

センターでは、いまだに初回申立てが一定数あることを踏まえ、また、センターを知らない、手続きがよくわからないなどといった声も聞かれることから、本件事故による被害者に、センターの存在・役割及び和解仲介手続について知っていただき、また、ご理解いただけるよう、広報・周知活動に取り組んでいる。

令和4年は、福島事務所と東京事務所との連携の下、次のような取組みを行った。

(1) 説明会の実施

センターでは、地方公共団体や関係機関との連携により、福島県内外に居住する被害者を対象として、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行う説明会を開催している。令和4年は、表8のとおり、全135回において説明会を実施し、延べ294名の調査官が対応に当たった（うち延べ129名は後述のオンライン説明会に対応）。令和3年は、浪江町と連携して確定申告会場や健康診断会場の近くにブースを設ける形式の説明会を実施したが、令和4年は、浪江町に加えて南相馬市、大熊町、富岡町とも連携して同様の形式で説明会を実施した。また、令和4年12月から富岡町と連携し、富岡町役場内に個別説明窓口を原則毎月1回設けることとなった。

説明会経由の申立て（説明会において申立てがされたもの）は、令和4年の申立件数1,162件のうち727件であった。このうち、初回申立ては55.4%であった。

説明会の実施方法に関しては、令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、福島事務所の職員が会場に行って東京事務所とオンラインで接続し、調査官が、現地にいる被害者に対しオンラインで説明等を行う方法により実施せざるを得ないことが多かった。これに対し、令和4年は、同感染症の影響が比較的小さくなったこともあり、同年の前半はオンラインでの対応が多かったものの、令和3年と比較してより多くの説明会を、東京事務所から調査官及び職員が現地に行き、被害者と対面して直接説明等を行う形で実施することができた。令和4年の全135回の説明会のうち、対面での実施が71回、オンラインでの実施が64回であった。申立ての受付件数等を見ると、やはり対面での説明の方がきめ細かい対応ができ、説明会をより効果的に実施できるものと考えられる。

【表8 令和4年 説明会の実施状況】

期間・回数	協力機関	場所・場面	合計申立件数
2月7日～3月15日 23回	南相馬市	確定申告会場	125件
2月15日～3月15日 21回	浪江町	確定申告会場	83件
2月15日～3月15日 9回	大熊町	確定申告会場	34件
6月16日～8月11日 34回	南相馬市	健康診断会場	286件
8月29日～10月22日 16回	浪江町	健康診断会場	90件
9月29日～10月2日 3回	富岡町	健康診断会場	11件
10月4日～11月1日 8回	大熊町	健康診断会場	57件
12月19日 1回	富岡町	定期個別説明会	5件
上記以外 合計21回	NPO法人等	福島県、東京都、 神奈川県、滋賀県、大阪府	36件※

※令和3年12月に実施した説明会において申立てされたが、令和4年に入ってから申立書が受理されたものが5件含まれる。

(2) 分かりやすい事例集等の広報媒体の作成・配布

センターでは、イラスト等を多用した見やすく分かりやすい和解事例集を作成している。特に令和4年は、地方公共団体とも相談しながら、地域ごとに特化した和解事例集を作成した。具体的には、本件事故発生時に大熊町及び富岡町に居住していた申立人の事例を中心とした和解事例集を作成し、説明会の会場で手渡しをしたり、地域の広報誌に同封したりするなどして配布した。

また、浜通りを中心とした複数の地方公共団体のニーズに合わせて、和解事例を掲載したチラシを作成し、地方公共団体主催の申立て説明会等において配布を行った。

さらに、福島県が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」に和解事例を掲載するとともに、複数の地方公共団体が発行する広報紙や避難者を支援するNPO法人が発行する広報紙等にセンターの案内記事や和解事例を掲載した。

加えて、原子力損害賠償の理解の促進や早期請求を促すため、文部科学省において広

報 WEB サイトが改良され令和 4 年 11 月に公開¹⁰された。当該広報 WEB サイトの改良に当たっては、センターから和解事例の提供などを行っている。

(3) 広報推進のための関係団体との協議会・勉強会

センターの和解仲介手続や申立ての現状等に関して理解を深めていただき、連携をより強化するために、福島県弁護士会や福島県司法書士会と、審理や申立ての状況等をテーマに協議会や勉強会などを令和 4 年に計 2 回開催した。

(4) 原子力損害賠償事例集（令和 4 年 6 月版）

センターは、広報活動の一環として、和解仲介手続の利用を検討している被害者の方や、被害者を支援する各地方公共団体その他の団体等の便宜のため、センターにおける和解事例をとりまとめ、原子力損害賠償事例集として公表している。

令和 4 年 6 月には、公表番号 1711 から 1793 までの和解事例について、原子力損害賠償事例集（令和 4 年 6 月版）を公表した。

なお、本報告書の公表時点において、センターのホームページにおいて、令和 2 年 5 月版、令和 3 年 5 月版、令和 4 年 6 月版の 3 つの事例集を掲載している。令和 2 年 5 月版には、公表番号 1 から 1553 までの事例を、令和 3 年 5 月版には、その続き番号である公表番号 1554 から 1710 までの事例をそれぞれ掲載し、令和 4 年 6 月版は、同種事例を一覧できるように、令和 3 年 5 月版に追記する形で公表番号 1711 から 1793 までの事例をまとめて掲載している。

今後も引き続き追加・更新作業を行っていくが、利用者にとって参照しやすい工夫を、さらに検討していきたい。

¹⁰ 文部科学省 HP・原子力損害賠償 一緒に確認しませんか？
https://www.mext.go.jp/genbai_kouhou/index.html

2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表9に示すとおりである。

【表9 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成23年から令和4年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388	1,527	1,000	837	
	令和2年	令和3年	令和4年							
受付件数	656	806	688							

※平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

○令和4年、月別内訳

	令和4年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受付件数	71	75	114	38	30	82	48	55	33	44	40	58

【概要】

令和4年のコールセンターにおける受付件数は688件であり、前年から15%減少した。前記1(2)のとおり、令和4年は、地域ごとに特化した和解事例集を作成し配布する取組を行ったが、当該和解事例集を含め、センターが作成した和解事例集やチラシ等をきっかけとしたコールセンターへの問合せが増えているところである。周知・広報活動と有機的に連動させながら、電話による問合せにおいても、引き続き適切かつ丁寧な対応をしていきたい。

第5 当面の課題と解決に向けた取組

1 本件事故発生から11年が経過して

令和4年3月、本件事故発生から11年が経過した。

福島県内では、同年6月以降、3町村の特定復興再生拠点区域において避難指示が解除され、帰還困難区域においては、本件事故から11年を経過して初めて、住民の帰還が可能となった。令和5年春以降、他の町村の特定復興再生拠点区域においても避難指示の解除が見込まれている。さらに、政府は、かねてから特定復興再生拠点区域外の地域についても2020年代に希望する人が帰還できるよう必要な箇所を除染し、解除の取組みを進めるという方針を示していたところ¹¹、令和5年（2023年）2月7日、市町村長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」（仮称）を設定できる制度を創設すること等を内容とする福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を閣議決定した。

そのほか、復興への取組みの一つとして、政府は、令和4年3月の復興推進会議において、「福島国際研究教育機構基本構想」を決定し、同機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すとした。そして、同年9月、「福島国際研究教育機構」の立地が浪江町に決定され、令和5年4月には同機構が設立される予定である。

このように、本件事故からの復興に向けた取組みが着実に進められているが、後述するALPS処理水の処分による風評被害への対応など、引き続き対応すべき課題が残されているところである。

他方、センターの和解仲介手続に大きく影響が及ぶ事項として、令和4年12月20日、審査会において「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「第五次追補」という。）が策定され、これまで示してきた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下、「指針」という。）に加えて、新たに損害の範囲や損害額の目安が示された。詳細は次項に記すが、第五次追補に目安が明確に示されなかった事項や、目安は定められたがなお個別具体的な事情を踏まえた検討が必要とされる事項については、センターにおける和解仲介手続が広く利用されることが想定されるところである。

上記のように政府等による復興への取組みが進められている現状において、センターとしても、被害者の生活再建を図るべく、第五次追補も踏まえ、和解仲介手続を通じて、いまだ十分に救済されていない被害者への賠償を一層進めて行きたい。

¹¹ 復興推進会議（第30回）・原子力災害対策本部会議（第55回）合同会同（令和3年8月31日）資料3参照

2 中間指針の見直し

(1) 集団訴訟の判決確定を踏まえた中間指針の見直し

ア 第五次追補の策定に至る経緯

本件事故の被害者が、国や東京電力を被告として本件事故を原因とする損害賠償を求める集団訴訟を全国各地で提起していたところ、高等裁判所において判決が言い渡されていた7件の控訴審判決について、令和4年3月、東京電力の損害賠償額が確定した¹²。

これを踏まえ、同年4月27日の第56回審査会において、中間指針の見直しも含めた対応の要否について検討を行うに当たり、専門委員を任命¹³して、上記7件の判決等の調査・分析を行うこととされた。なお、その際、その調査・分析に当たっての観点である「各判決間で共通項として抽出できる要素において、中間指針等には示されていない類型化が可能なものがあるか」に関し、必要に応じ、センターから事例（和解・打ち切り）についての情報提供を受けて検討することとされた。

その後、同年9月26日の第58回審査会において、上記判決等の調査・分析について、中間報告が、次いで同年11月10日の第59回審査会において、最終報告が、専門委員によりなされた。

審査会は、同年8月29日、30日に行った現地視察や、上記最終報告を踏まえて、中間指針の見直しについて第59回を含めて5回の会議において議論を行い、同年12月20日の第63回審査会において、第五次追補を決定した¹⁴。

イ 第五次追補の概要¹⁵

まず、「第1 はじめに」の「2 基本的考え方」において、東京電力に対する要求として、以下の事項が指針に明記されたことは重要である。

すなわち、①東京電力には、指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められること、②センターにおける和解の仲介においては、第四次総合特別事業計画において東京電力が示している「3つの誓い」のうち、特に「和解仲介案の尊重」について、改めて徹底することが求められること、など

¹² ①仙台高等裁判所令和2年3月12日言渡判決、②東京高等裁判所令和2年3月17日言渡判決、③仙台高等裁判所令和2年9月30日言渡判決、④東京高等裁判所令和3年1月21日言渡判決、⑤仙台高等裁判所令和3年1月26日言渡判決、⑥東京高等裁判所令和3年2月19日言渡判決、⑦高松高等裁判所令和3年9月29日言渡判決。

¹³ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第4条第2項

¹⁴ 第五次追補は、以下の文部科学省のホームページにて公表されている。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/index.htm

¹⁵ 第五次追補の概要は、以下の文部科学省のホームページ内、「原子力損害の判定等に関する中間指針について」にも掲載されている。

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/index.htm

が明記された。

その上で、「第2 政府による避難指示等に係る損害について」以降の項において、これまでに示された指針に加えて、次のような損害の範囲等が示された。

- ①過酷避難状況による精神的損害
- ②生活基盤喪失・変容による精神的損害
- ③相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害
- ④精神的損害の増額事由
- ⑤自主的避難等に係る損害

この中で、④については、総括委員会が策定する総括基準のうち、平成24年2月14日「総括基準(精神的損害の増額事由等について)」に定められていた増額事由について、第五次追補においても、それと同様の事由が認められ、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合には、日常生活阻害慰謝料を増額することになる旨、示されることとなったものである。また、増額事由のうち、当該事由の内容が明確で、その認定が比較的容易な一定の事由については、センターにおける賠償実務を参照し、増額の目安も示されることとなった。

今般の第五次追補により、東京電力の直接請求手続において迅速、公平かつ適正な賠償が促進されることが期待され、その点で重要な意義を有する。

(2) 第五次追補の円滑な運用に向けてのセンターにおける取組み

第五次追補を踏まえ、東京電力は、令和5年1月31日、自主的な賠償基準の概要として「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」(以下「追加賠償基準概要」という。)を公表した。

追加賠償基準概要によれば、上記(1)イ①から⑤までのうち賠償額や増額の目安が明確に定められた事項については、基本的に直接請求手続において適切かつすみやかに賠償がなされることが期待されるところであり、直ちにセンターの和解仲介手続の申立てが行われることは必ずしも多くないものと思われる。

一方、追加賠償基準概要において、賠償額の目安等が定められなかった事項等については、同年3月中を目途に改めて公表することとされている。センターとしては、第五次追補の趣旨を踏まえ、東京電力に対して、可及的に類型的対応を行うよう求めるものである。

今後東京電力の賠償基準において賠償額の目安が明確に定められなかった事項及び目安は定められたがなお個別具体的な事情を踏まえた検討が必要とされるものについては、センターにおける和解仲介手続が利用されることが想定される。センターとしては、第五次追補に明記されているとおり、これまでの賠償実務を踏まえ適正迅速かつ公平な和解仲介を行っていきたい。

第五次追補が明記するとおり、指針が示す損害額はあくまで目安であるところ、各目安額を超える賠償を求める申立てがなされた場合に、個別具体的な事情に応じて、どのような場合に目安額を超える額の和解が検討され、どのような事情のもとで、どのよう

な増額がされるべきかなどについては、センターにおいて、第五次追補の趣旨を勘案し、これまでの賠償実務も踏まえて鋭意検討を行っており、適切に対処していきたい。

3 ALPS 処理水の処分による風評被害への対応

(1) 基本的な考え方

令和3年4月、政府によりALPS処理水（トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水をいう。）を海洋放出により処分することを内容とする基本方針が決定された¹⁶。令和4年7月には、東京電力が申請したALPS処理水の海洋放出設備等に係る実施計画の変更が原子力規制委員会により認可された。

さらに、同年8月、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議が開催され、「ALPS処理水の処分に伴う対策の強化・拡充の考え方」が示された。その中で、政府は、東京電力に対し、同年内を目途に、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表するよう指導することとされた。政府の指導を受け、東京電力は、同年12月23日、「福島第一原子力発電所における原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について」を公表した。

令和5年1月13日、同関係閣僚等会議が開催され、ALPS処理水の海洋放出時期を、令和5年春から夏頃と見込むとの方針が示された。

ALPS処理水の処分に関しては、安全確保・風評対策が講じられることが前提である。そうした対策が講じられてもなお風評被害が生じた場合、まずは東京電力により適切に賠償がされるべきであるが、一方で、前記基本方針に基づく当面の対策¹⁷においては、個別の損害賠償に不服がある場合には政府がセンターの活用を促すものとされているところであり、センターとしても迅速な賠償が実現されるように適切に対応していきたい。

（必要に応じてセンターを利用できるようにするためのセンターの周知や広報に関しては、第4に記載のとおり。）

(2) 和解条項に清算条項を付する場合の対応等

センターの和解仲介手続において和解契約を成立させるに当たっては、当該和解契約に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを当事者が相互に確認することを内容とする、いわゆる清算条項を付すことについては、申立人に不測の不利益が及ぶことがないようにするという観点から、基本的に消極とする姿勢で臨んできている。また、清算条項を付す場合であっても、その相当性を慎重に吟味し、総括委員会の助言を求める

¹⁶ 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議）

¹⁷ 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（令和3年8月24日ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議）

という内部手続を経た上で、和解契約を成立させている。

ALPS 処理水の処分等により風評被害が発生した場合に備え、センターにおいては、政府方針が示された令和 3 年 4 月以降、ALPS 処理水の処分等の影響があり得る営業損害等の損害項目について清算条項を付す場合には、ALPS 処理水の処分等に伴う風評被害に基づく損害賠償については同清算条項の効力が及ばないという除外文言を付加する扱いを行い、ALPS 処理水の処分等に関し、被害者救済の途が閉ざされることのないようにしている。

4 審理の現状と課題

(1) 令和 4 年における案件の動向

令和 4 年の 1 年間の申立件数は 1,162 件である。令和 3 年の申立件数 1,144 件よりも 18 件増加しており、令和 3 年に続き 2 年連続の申立件数の増加となった。

令和 3 年は、同年 2 月及び 3 月に 10 年の時効期間満了を意識して申立てがされたことによるものと推察される顕著な申立ての増加があり、これが主たる要因となって令和 2 年よりも申立件数が増加した。

令和 4 年は、そのような一過性の増加要因は認められないが、後記 5 のとおり、地方公共団体と連携した広報活動を積極的に行ったことが主な要因となって申立件数が増加したと思われる。申立件数が 100 件を超える月はいずれも、後記 5 のような説明会を集中的に実施した月である。

次に、係属未済件数については、令和 3 年末時点では 917 件であったが、令和 4 年末時点では 899 件であり、18 件減少した。申立件数が増加する一方、前記第 1 のとおり、和解仲介を担う仲介委員及び調査官の員数は減少しているが、適正な案件処理はできており、係属未済件数の増加傾向は認められない。

今後は、第五次追補に関連する申立てや、ALPS 処理水の処分による風評被害に係る申立てなどが多くされることにより、全体の申立件数が増加する可能性がある。今後とも、申立件数や係属未済件数の推移を注視しながら、センターの体制も含め、申立ての状況の動向に応じて適切に対応していきたい。

(2) 消滅時効により権利行使ができなくなる事態の阻止・回避

ア 東京電力の対応の注視

東京電力は、令和 3 年 8 月に認定された第四次総合特別事業計画において、時効に関する基本的な考え方として「賠償に当たっては、時効を理由に一律にお断りすることせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々のご事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応する」ことを明記した。この点については、令和 4 年 1 月 31 日に開催された第 55 回審査会、令和 4 年 8 月 8 日に開催された第 57 回審査会及び令和 5 年 2 月 6 日に開催された第 64 回審査会においても、東京電力が同事業計画の記載を引用し、

同様の発言をしているところである。

これまでのところ、和解仲介手続において、東京電力から時効を理由にした主張がされた事案は認められないものの、センターとしては、東京電力の時効に関する上記方針が今後も確実に遵守されていくように引き続き注視していきたい。

イ 申立人に対する終局時の説明等の取組み

センターでは、和解仲介手続を終了する場合、申立人がその後に訴えを提起する機会を喪失することがないように、手続の終局に先立って申立人に対して行う説明を工夫している。

具体的には、申立に係る事項の全部又は一部について和解案を提示できない場合（例えば手続に表れた主張や証拠関係からは請求権の認定が困難であるような場合や、既払分を超える損害の認定が困難であるような場合）で、申立人がその全部又は一部につき訴訟を検討しているようなときには、打切りを選択する方が良いこともある（センターの手続においては証人尋問や鑑定といった方法を利用できないなどといった一定の限界がある。また、時効との関係では、和解仲介を打ち切ることで、原子力損害の賠償に関する法律第 18 条の 2 の規定により、その打切りの通知を受けた日から 1 か月以内に申立てをすれば、和解仲介の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、例えば、手続進行中に消滅時効の期間が経過してしまった場合であっても、その期間を経過する前に訴えを提起したものと扱われる。）旨を説明している。申立人が打切りを希望した案件については、全部又は一部打切りの手続をとる運用をしている。

(3) 訴訟係属案件における和解仲介の促進

センターの和解仲介手続における案件と並行して訴訟が係属している場合において、和解仲介手続に係る申立てと並行する訴訟のそれぞれの請求内容（請求する損害項目等）が同一であるか又は重複するときには、訴訟と和解仲介の判断内容が異なる事態が生じ得る。

和解仲介手続の進行中の事案について、控訴審や上告審に訴訟が係属している場合、東京電力は、すでに言い渡された判決と重複する請求項目について判決の判断と異なる内容の和解に応じることは消極的であるが、このような場合であっても、並行する訴訟の訴えを取り下げる旨の条項を設けたり、和解の対象となる損害項目を工夫したりするなど、個別の案件に応じて当事者間の意向を調整し、できる限り和解による解決を目指して工夫をしているところである。

(4) 東京電力による和解案拒否案件

令和 4 年に既済となった案件の中に、仲介委員の示した和解案を東京電力が拒否したことによって打切りとなった案件は、令和 3 年に引き続きなかった。

センターの和解仲介手続において、仲介委員は、東京電力が提示した和解案の受諾を

いったんは拒否する姿勢を示した場合であっても、再度東京電力に対して和解案を受諾するように働きかけ、案件の内容によっては東京電力に対して和解案提示理由書を交付するなどして、紛争解決を目指しているところである。センターとしても、東京電力の和解案拒否により手続が打切りになった場合には、和解仲介手続の申立てにあたり参考となる資料を提供するといった趣旨から、適当と認めるときは和解案提示理由書等を公表してきており、今後も引き続き、このような紛争解決に向けた働きかけを実践していきたい。

また、東京電力は、「3つの誓い」において、センターの和解案を尊重する旨明言しているところであり、センターとしては、東京電力に対してこのことを再認識した上で、センターからの紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう、引き続き求めていきたい。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響下における業務遂行等

令和4年は、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する行動制限等が令和3年と比較すると大幅に緩和され、センターの業務遂行に関しては、上期は広報活動等においてオンライン対応が多くなるなど影響がみられたものの、特に下期はその影響は限定的であった。今後も同感染症の流行状況等に留意しながら、原子力損害賠償の紛争解決機関としての役割を全うするよう努めていきたい。

5 広報等における課題

センターによる広報活動の状況は、概ね前記第4のとおりであり、特に令和4年は、被災地方公共団体が行う健康診断や確定申告等の際に申立相談窓口を設ける形での説明会を積極的に実施し、一定の成果を上げた。

もっとも、令和4年の申立てのうち、センターの和解仲介手続を初めて利用する初回申立ての割合がいまなお5割を超えていることからすると、センターのことをよく知らない、正確な情報を得られないために利用に至っていない被害者もいまだに一定数存在していると推察される。この点に関しては、同年8月に行われた審査会による現地視察においても、「センターの情報がなく請求するのを諦めたりしているだけで、今の状況に納得しているわけではない。」「センターの申立てや相談の仕方が分からなくて、東京電力に請求を繰り返すしかなかった。」「センターの存在を知らない人も多く、法律的な話になるので敷居が高い。」などの意見があったところであり、これらの意見を真摯に受け止め、より効果的に広報を行い、周知を図る必要がある。

また、同年12月に第五次追補が策定されたことにより、センターによる個別救済が相当である対象者の範囲も広がったものと考えられ、この点についても、どのような地域や被害者を対象として、いかなる方法で広報、周知を行っていくのが実効的であるかを検討し、効果的な広報・周知活動を展開することが必要である。

以上を踏まえ、被災者の方にセンターの存在や和解仲介手続の仕組み等などについて

より認識を深めていただき、その救済を実効的なものにするため、効果的な広報・周知活動を検討し、展開していきたい。